

町 勢 状 況	
昭和46.11.1 現在	
世帯数	1,505 戸
人 口	5,330 人
男	2,499 人
女	2,831 人

広報たしる

田代町総務課編集

1650部発行

No. 227

昭和46年

11月号



花いっぱい

運動

親と子で菊づくり

田代小学校の四年生の組（担任、福留、肥後、前迫先生）では、来年行われる国体へのつながりもあり、理科の教材もかねて、親子の、一人一鉢の菊づくりをいたしました。

菊を育てることにより、親子の対話を深め、情操を豊にしようとの趣旨から、福留先生は面密な計画のもとに、五月から苗づくりをはじめられ、〇〇〇本以上の苗を四年生全部に配布されました。

授業参観日などを利用して父兄への管理の指導もされました。

十一月の四日—六日に展示会が開かれ、美しい菊が、四年生の校舎の廊下いっぱいになりました。

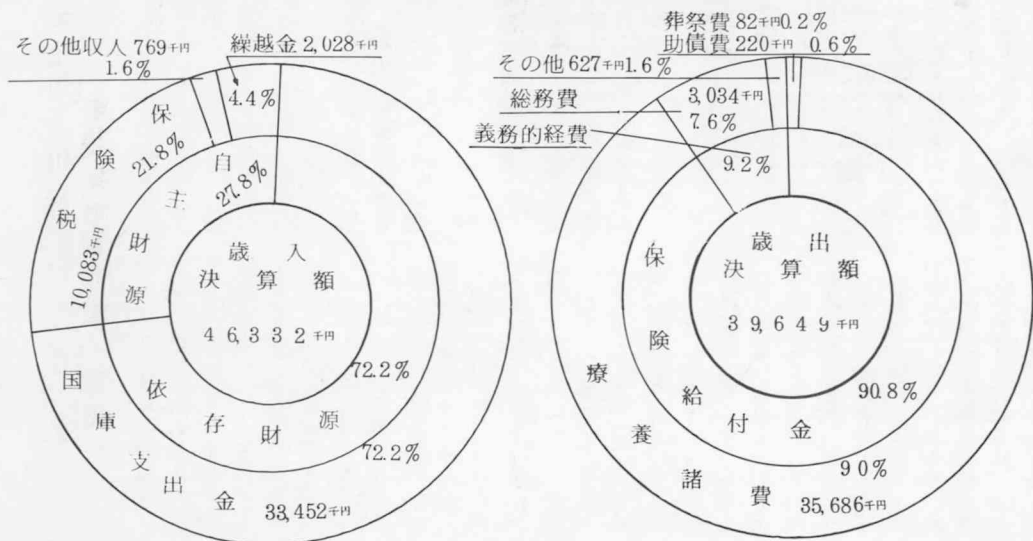
十一月のこよみ

と行事予定

2日	インフルエンザ予防注射（4日まで）
3日	文化の日
5日	農業振興計画現地検討会、保護費支給
8日	狂犬病予防注射
10日	婦人会会長会 民生委員会、養蚕懇談会、与論町教育委員来町
12日	荒田原地区推進協議会
15日	農業委員会
18日	インフルエンザ予防注射（二六日まで） 産業観光診断、国体キャラバン隊来町
22日	教育委員会、消防幹部会
23日	勤労感謝の日
26日	移動保健所



昭和45年度国保特別会計決算内訳



歳出では建設事業費が全体の四六%を占め昨年より二%増え、ついで人件費が二七%で昨年と変わらず、消耗品などの物件費が一%で昨年より二%減となつて

います。特に建設費の比率は類似町村に比べて高いことは、町発展のため積極的に投資を行っていることを示しています。

出かせぎに出る方が毎年増加しております。そのため、出かせぎ先での死亡、傷病、賃金不払等の事故や留守家族の不安、悩みごと等深刻な社会問題が起つており、その援護対策を強化するよう要請されております。したが今般皆さんが安心して出かせぎができるようにするため、県と町が一体となつて援護協会を設立しましたので、すべての方が会員に加入されるようおすす

めします。
▽協会は、会員の方々が出かせぎ先での災害や事故発生時の援護や留守家族の生活相談等次の事業を行ない

ます。
(1)弔慰金、見舞金の支給
ア弔慰金(死亡) 二〇万円
イ見舞金(入院治療) 一か月以上 二万円から五万円
不具廃失 十万円
(2)賃金不払いの一時立替え
就業先事業所で賃金不払いにらた時は、その賃金の一部(六〇%)を立替えます
(3)現地相談員の配置
大阪、名古屋、東京などに現地相談員を配置し、就業の実態は、就業事業所の巡回相談、雇用条件等の改善、事故防止に努めます。

家庭裁判所
からのお知らせ
家庭内の問題でお困りの方へ
離婚、離縁、子の認知、慰謝料、相続、扶養、財産分与など、家庭内の問題でお困りの方はありませんか
鹿兒島家庭裁判所大根占出張所(大根占簡易裁判所)では、毎日(日曜を除く)、これらの問題の申立手続などについて、無料で相談に応じています。秘密は堅く守られる仕組みになっていますから安心しておいでください。

出かせぎされる方は加入しましょう

三、町債(借入金)の状況
町の借入金は、これらの殆んどが建設事業資金で四十五年度末の借入金残高は一億四千七百五拾万八千円、その半分近くが学校建設費で、次が町有林の造林事業費となっております。今後も学校の建築、町道の舗装、公民館の建築等建設事業を進めていくにはどうしても、長期返済の借入金に頼る外はないようです。

次の方々はそれぞれ最近なくなられた方がその忌明けに際して遺族の方々から、次のとおり多額の寄附をしてくださいました。
町民の皆様と共に故人の冥福をお祈り申し上げるとともに、厚くお礼を申し上げます。

附金額	御遺族名	なくなられた人	なくなれた日
3,000	盛 繁	永嶺ササキ(母)	5月26日
10,000	タ カ	隈元 東一(夫)	9月 6日
5,000	富 吉	白桃ムツ子(四女)	9月20日
10,000	チ エ	大浦地 繁(夫)	9月26日
10,000	ツキエ	正木 貞三(夫)	10月 3日
5,000	実	宮原まゆみ(長女)	10月21日

役場の
出勤時間が
十二月一日
から
九時に
なります。

田代町の財政事情

昭和四十六年度上半期の財政事情を次のように公表します。

昭和四十六年十一月一日
今回は昭和四十六年度上半期の予算の執行状況と、昭和四十五年度の決算の概要を説明いたします。

一、昭和四十六年度上半期財政運営状況

昭和四十六年度の当初予算については、行政経費の重点化と効率化に徹し、節度ある行政運営と将来に亘る財政の健全性の確保に努め、二億三千四百四拾五万七千円を計上しました。

編成にあたっては総計予算主義をとり、追加補正要因の解消に努めましたが、その後台風十九号等による災害復旧費等の財政需要に迫られ、九月迄に三回の追加補正を行い、一般会計において二億五千九百五拾六万七千円の予算規模となっております。

本年度からわが田代町も「過疎地域対策緊急措置法」による、過疎地域の指定をうけ、すでに振興計画に従って、事業費が予算に計上され、有利な借入金などによって事業が行われることになっていきます。
本年度の主な事業としては次のようなもので、既にその大半は完成または事業に着手しています。
昭和四十六年度の主な建設事業
※過疎対策事業
イ、池野、新田線舗装工事、一七二〇万円
ロ、鳥羽、原沢間農道新設工事、六五〇万円
ハ、弘川道路(橋)改良工事、五七〇万円
※辺地整備事業
盤山農道整備事業、一七五〇万円
※義務教育施設整備事業
田代小学校危険校舎改築事業、三五七〇万円
※その他
イ、麓地区圃場整備事業補助、六〇〇万円
ロ、荒田原地区茶園造成事業補助、四〇〇万円
ハ、町有林整備事業、四五〇万円
ニ、町道路改良事業、二〇〇万円
現在迄の予算の執行状況

第1表

昭和46年度各会計の予算執行状況(469月末現在) 単位 千円

会 計 別	予 算 現 在 額	対 前 度 比	年 較 歳 収 入 済 額	歳 出 済 額	歳 入 ・ 歳 出 差 引 額	歳 執 行 率
一般会計	259,567	109%	130,557	82,494	48,063	32%
国保会計	45,239	117%	20,682	15,177	5,505	34%
水道会計	4,172	93%	1,998	1,680	318	40%
計	308,978	110%	153,237	99,351	53,886	30%

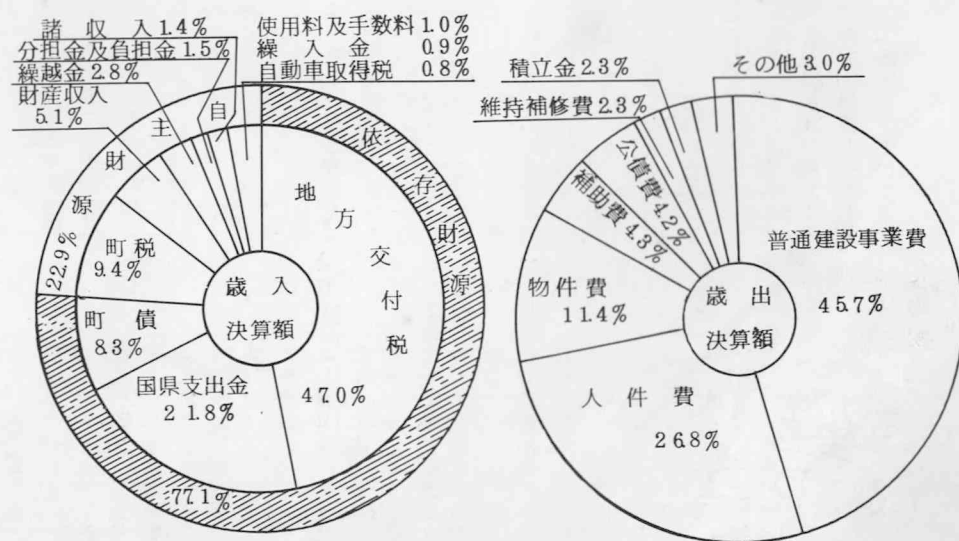
第2表

昭和45年度各会計決算状況(単位 千円)

会 計 別	最 予 算	終 額	歳 決 算	入 額	歳 決 算	出 額	差	引	単 年	度 支	歳 出 決 算	対 前 年 対 比
一般会計	257632		263645		253304		10341		1055		115	
国保会計	43842		46332		39649		6683		2156		111	
水道会計	4612		4610		4494		116		△ 507		116	
計	306086		314587		297447		17140		2704		112	

第1図

昭和45年度一般会計決算内訳



繰越金を除くと、単年度だけの収支は二百七拾万円の黒字にすぎず、水道会計で赤字となっております。
2 費目別性質別内訳
一般会計の決算の構成を費目別、性質別に分析して

みますと、第一図のとおりで、歳入では地方交付税、国庫支出金、町債など、国に依存した財源が全体の七七%を占め、町税は全体のわずか一〇%となっております。

墓地外の埋葬はできません

違反すれば罰金、懲役

わたしたちが日常生活を営む上に、法律とは切っても切れない関係にあり、この法律によって秩序が保たれ、安心して生活ができるわけです。

墓地についても同じことで、「墓地、埋葬に関する法律」があって、死体の埋

鹿屋税務署から

所得税第2期分の納期は、11月30日まで。46年分所得税の予定納税の減額申請は11月15日まで。

鹿屋財務所から

県税のお知らせ

自動車について
これだけは知って
おきましょう

※つぎのような処置をしないとあなたはいつまでも納税の義務があり、税金がかかります。(町の軽自動車税も同じです)

◎車を解体、または滅失したら

早めに陸運事務所で抹消の登録をしましょう。

早めできないときは、

葬あるいは焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域にこれを行なうてはならないと定められており、これに違反すれば罰金または懲役の処分を受けることになります。

しかし、例えば墓地のない人あるいは埋葬場所の不足によって、墓地を新しく設置しようとする場合は、知事の許可を受けなければならぬことになっていま

す。無許可の墓地新設または埋葬は、絶対にできませんので注意してください。

解体証明書等必要な書類をだされると、税金を一時保留することもできますので財務事務所にご相談しましょう。◎車の売買にあたり、販売会社へ下取り車として引渡したり、他人に車を売ったときは、税金関係をはっきり契約するとともに、必ず名義変更の手続きをすませましょう。

◎名義変更や抹消等の手続をセールスマン等にたのまれたときには、確かに手続きがなされたか、確認するようにしましょう。

11月26日～12月2日

秋の全国火災予防運動

※ たばこの投げすてと寝たばこはやめましょう

※ 暖房器具は正しく使いましょう

※ 旅館・事務所・デパートなどでは避難通路をたしかめておきましょう

種類	幹旋価格	市価
K 1 型 つばなし	1,600円	2,500円
K 2 型 つばあり	1,600円	2,500円
K 3 型 つばなし	1,800円	2,900円
上下式球面風防付		
K 4 型 つばあり	2,700円	4,800円
色 白 青 黄 赤		

ヘルメットの
幹旋をします

道路交通法の改正により、単車にのるときは、ヘルメットの着用を義務づけられています。

田代町交通安全協会では、この販売幹旋をしていますが、入用の方は交通安全協会の事務をして、農業共済組合事務所の岩下尚之までお申し出ください。幹旋価格は次のとおりです。

検察審査会について

詐欺(さぎ)、おどし、交通事故など、犯罪の被害にあつて、警察や検察庁に訴えたので取りしらべをしていたが、裁判で相手の犯罪を明らかにするだけの証拠がないという理由で、起訴しないということがあります。

しかし被害者の方から見ると、相手が犯罪を犯していることは明らかで、その証拠も十分あると思われる、被害者としては検察官の起訴をしないという処分に納得できず、相手が大きな顔をしていることに、耐えがたい思いをすることがあると思われま

す。悪質な犯罪が行われたとき犯人に相当の刑罰を科すべきであると考えるのは、被害者だけでなく国民全部の考え方です。このような納得の行かない不起訴処分に対しては、いろいろむずかしい専門的な理由があるでしょうが、そぼく一般庶民感情からは義憤を感じます。そこでこのような場合に検察審査会に不服の申立てをしますと、審査会では被害者、目撃者、証人など呼んで尋問し、また事件現場を見分したり、専門家を呼んで助言を求めたりして、審査をすすめます。

審査の結果、この事件はもっと事実関係を調べてみる必要があるということになりますと、このことが再び取り調べられ、起訴されることとなります。検察審査会への申し立てには費用はいりません。また検察審査員(鹿屋)は地域内の選挙人名簿から十一人の人が「クジ」によって選ばれます。

右に書きましたとおり、検察官の不起訴処分に不服のある人、または、検察審査会のことについて詳しく知りたい方は次のところにお問い合せください。

鹿屋市打馬町
鹿兒島地方裁判所
鹿屋支部内

鹿屋検察審査会事務局

